

月例研究会（2012年7月25日）

『青鞥』の「墮胎論争」から見た〈母性〉——近刊叢書所収拙稿を中心に

松尾 純子

最近刊行された当研究所の叢書所収の拙稿（法政大学大原社会問題研究所／原伸子編著『福祉国家と家族』法政大学出版局，2012年，第11章「雑誌『青鞥』における「墮胎論争」の一考察—妊娠した原田皐月・伊藤野枝・平塚らいてうにとっての母になること」291-321頁）を、要約して報告した。

「新しい女」と呼ばれたものたちによって1911（明治44）年に発刊された月刊誌『青鞥』では、「性」に注目して自己を内省した結果を発表する過程で，1914（大正3）年後半から立て続けに「貞操」「墮胎」「魔娼」の各語をめぐる真摯な意見表明や反論が交わされた。その論争のひとつである「墮胎論争」をとりあげ、「母性」を“本来性”としてではなく“行為”として、しかも“産む”ではなく“妊娠する”へと焦点をずらし、〈母性〉として考えてみる。

「墮胎論争」の発端となった原田の小説「獄中の女より男に」に対しては、これまで女の自己決定権の主張という観点から評価がなされてきた。しかしこの小説で、主人公の女は、女自身のためにではなく子どものために墮胎を選択している。望んでいなかった妊娠によって、女は子どものために生きる主体、つまり“新しい母”を見出した。強固に自我を確立した原田が創造した女には、女に“考えさせる”胎児が別の個体（他者）として認知されるようになり、女はその他者への責任主体たる母を後悔と苦痛

とともに自覚し、母としての責任のとり方として墮胎を選んだ。これは子どものために産まない〈母性〉といえる。

伊藤は、「生命を不自然な方法で殺す」ことであるからと墮胎に反対した。しかし、当時の多子貧困という社会問題に対する判断の大勢は、経済的自立を生殖の第一条件とするものであった。生活の窮乏とそれにとまなう圧迫の辛さを考えると、産む不安も打ち消せなかった。ジレンマのなかで伊藤は、苦しみから逃れる方法としての責任放棄ではあったが、胎児という他者の否定（墮胎）でも肯定（主体的な出産）でもないその子の「運命」を受容する“新しい母”のあり方を体現した。

平塚は、避妊と墮胎と子殺しを同質とする観点を提示した。避妊の肯定は墮胎（子捨て）の肯定をもたらし、墮胎（子捨て）の否定は避妊の否定をもたらす。どちらもそれぞれに論理的には正しい帰結である。平塚は「文明人の特権であり、義務」として避妊を実行し、墮胎にも肯定的だった。しかし、自身の妊娠と論争のなかの自問自答で、平塚は子どもをも含んだ個（＝類）である〈母性〉というアイデンティティ（自己同一性）を体得した。

進化の必然として避妊の常識化が進行してきたなかで、生殖が自然の摂理ではなくなりつつあるからこそ、私たちは〈母性〉とは何かを考えなければならなくなった。妊娠という事態を、他者から呼びかけられる場と捉えれば、妊娠を肯定・否定・受容する〈母性〉は、自律的で複数性を持つ“個”（母）にとっての“権利”である。とくに生存権とは対立する概念である他者を“受容”する“権利”は、今後保障されていく必要がある。もちろんそれは「中絶の権利」とともに保障されなければならない。

（まつお・じゅんこ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）